

医師法施行規則等の一部を改正する省令案に関する
御意見募集の結果について

令和 8 年 8 月 14 日
厚生労働省医政局医事課

標記について、令和 8 年 7 月 3 日から令和 8 年 8 月 2 日まで御意見を募集したところ、9 件の御意見をいただき、うち 2 件は本件とは直接関係の無い御意見でした。お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方を次のとおり御報告いたします。

皆様方の御協力に厚く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力賜りますようお願い申し上げます。

No.	御意見	御意見に対する考え方
1	住民基本台帳など各種台帳なりシステムなりを連携させて届出を不要にしてほしい。	御意見ありがとうございます。今後の施策の検討において参考とさせていただきます。
2	登録番号などは名簿で検索するのに必要なのだろうと推察するが、毎度毎度あの大量の大学名の中から出身大学を探すのは手間なので、2 回目以降の届出では記入不要にしてほしい。もしくはマイナンバー関係をうまく使ってはじめてから入力不要にしてほしい。	御意見ありがとうございます。後段につきましては、今後の施策の検討において参考とさせていただきます。
3	・他の業務で市町村コードを記載する様式を使用したケースでは、市町村コードが分からないとの問合せが非常に多く寄せられ、電話・窓口対応に苦慮しました。保健師助産師看護師法施行規則に定める第 3 号書式について、市町村コードを記載する欄を新たに設けることによって届出対象者から市町村コードが分からないとの問合せが増加し保健所業務を圧迫することは想像に難くないし、提出された届出票に記載された市町村コードに誤りがないか他の記述（都道府県・市町村名）と照合する必要も生じる。これ以上保健所や都道府県の業務負担を増やさないよう、市町村コードを記載する欄を新たに設けることはやめていただ	御意見ありがとうございます。 市町村コードの入力については紙届出については、記入要領の別紙として市区町村コード一覧の追加、またオンライン届出についてはテキスト入力ではなくプルダウンにて回答を選択できるよう医療従事者届出システムの改修を行っているところであり、極力問い合わせが発生しないよう調整させていただいております。そのため市区町村コードの追加について御理解いただきたく存じます。 その他の御指摘に関しましては、今後の施策の検討において参考とさせていただきます。

	きたい。もし市町村別の集計を実現したいのであれば、オンラインであれ紙であれ届出票に記載される市町村名を基に集計すれば足りると思われる。 ・今回の改正省令案と直接関係する話ではないが、前回と前々回の届出においてはオンライン届出システムの不具合により円滑な届出や集計に支障が生じた。今後はそういったことのないようにしていただきたい。	
4	・令和6年度の書式改正時には、改正について都道府県知事らに対して通知がなされなかったため、関係団体や届出対象者への説明に苦慮することがあった。令和4年度以前のように必ず通知することを求める。また、そもそもの話として国がもっと積極的に届出について周知するよう努めてほしい。届出のことを知らずに逆上する届出対象者があまりに多いので。 ・薬剤師法施行規則の様式第5も改正するとのことだが、旧姓併記を希望しない場合も免許証再交付申請書に旧姓の記入を求めるのですか。申請者が混乱し余計な問い合わせが増えないでしょうか。 ・一部を除き令和8年8月の公布日に施行予定とのことだが、別途令和8年7月8日からパブリックコメントを実施している「栄養士法施行規則等の一部を改正する省令案」のほうは各種書式の改正が10月に施行予定であるので、同じ省令（医師法施行規則など）なら一度に施行していただきたい。	御意見ありがとうございます。 1点目に関しましては、令和6年度の際も都道府県知事宛通知を行っており、今後も自治体の皆様への適切な周知に努めてまいります。 2点目に関しましては、旧姓欄は必ず記載を求めるものではなく、任意で記載する項目となりますので、御理解いただきたく存じます。 3点目に関しましては、御指摘の栄養士法施行規則等の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第107号）と今般の改正は、それぞれ改正趣旨が異なる内容となりますので、御理解いただきたく存じます。
5	・「改正の趣旨」に厚生労働大臣への届出が必要との記載があるが、同大臣への届出が必要なのは医師・歯科医師・薬剤師で、他の資格は都道府県知事に届け出るも	御意見ありがとうございます。 医師・歯科医師・薬剤師に関しましては、都道府県知事を経由して厚生労働大臣に届出を行い、その他の資格に関しましては、就業地の都道

	のか。 ・「改正の趣旨」に「令和9年度は、当該規定に基づき届出を実施する年であり」とあるが、令和8年度ではないか。	府県知事に届け出を行う形となります。 後段につきましては、御指摘の通り修正させていただきました。御指摘いただきありがとうございます。
6	旧姓を記載させる理由が明らかにされていない。そのため、制度に反対である。	御意見ありがとうございます。 各資格の新規申請書様式等には既に旧姓欄が設けられており、様式の記載事項を統一し制度の一貫性を求める趣旨の改正ですので、御理解いただきたく存じます。
7	1. メールアドレス欄:「削除」ではなく「任意項目」として残す 改善案: メールアドレス欄を完全に「削除」するのではなく、「任意記載(連絡網への登録を希望する場合のみ記入)」として様式に残す形に変更します。 なぜ容易か:すでに存在する項目を「残す(ただし任意とする旨の注記を入れる)」だけなので、様式設計の大幅な変更は不要です。これにより、将来的な医療DXや災害時の緊急連絡網への活用余地を消さずに済みます。 2. 市町村コード:届出の手引きに「検索QRコード」や「早見表」を載せる 改善案:保健師助産師看護師の届出様式に「市町村コード」を導入する際、届出用紙の余白や、一緒に配られる「記入要領(手引き)」に、総務省等の市町村コード一覧にアクセスできるQRコードや、その都道府県内の主な市町村コード早見表を掲載します。 なぜ容易か:様式そのものをいじるのではなく、配布する「説明マニュアル」側に情報を1行追加するだけです。これだけで、現場の看護職がわざわざネットで検索す	御意見ありがとうございます。 今後の施策の検討において参考とさせていただきます。

	る手間が省け、記入ミスや行政側の確認コストも大幅に減らせます。	
--	---------------------------------	--